日本医療ソーシャルワーカー協会『医療と福祉』査読指針

『医療と福祉』編集委員会

1. 編集方針

『医療と福祉（以下、本誌)』の編集規程では、「本誌の目的は、保健医療分野における社会福祉に関する調査研究及び社会福祉活動の発表の場を提供し、公衆衛生の向上並びに社会福祉の増進に資することである」としています。

2. 査読（peer review）とは

一般的に論文の査読とは、その分野の専門家同士による評価とされています。その意義は、論文の質を担保し、内容の改善や向上に寄与することが多く、科学研究においては重要な位置づけとなっています。

『医療と福祉』における査読は、日本医療ソーシャルワーカー協会の会員特性、および編集方針に基づき、保健医療分野における社会福祉の発展のために、実践者と教育・研究者同士の相互の研鑽を目的として、実践・研究を評価し合うことを指します。

3. 査読の基本方針

(1) 本誌への投稿資格がある会員の大多数は現任の医療ソーシャルワーカーとなります。そのため、研究教育、論文執筆のトレーニングを十分に受けていない会員からの投稿論文も想定されます。査読は批判的であるよりも建設的、発展的な観点でお願いします。

(2) 査読においては、論文の投稿種別を問わず保健医療分野における社会福祉の発展において重要か、有用かの観点を重視ください。

(3) 投稿時に投稿者が指定した投稿種別（実践報告、原著論文、調査報告、研究ノート）で査読をお願いします。査読の結果、別の投稿種別が望ましい場合は、その理由を記載いただき、「掲載不可」と評価ください。

(4) 初回の査読において、可能な限り投稿論文が指摘事項をもとに修正が行われれば掲載可能か判断ください。実際には修正原稿をもとに再査読の結果、掲載不可と評価が変わる可能性もありますので、初回査読評価が絶対という意味ではありません。

(5) 投稿論文が不十分で修正しても掲載が難しいと判断される場合には、「掲載不可」と評価ください。その際は、掲載不可の理由を査読報告に記載ください。

(6) データが不十分で、再調査や再分析が必要な論文は、なるべく 1 回目の査読で「掲載不可」と評価ください。

(7) 初回の査読において、可能な限り投稿論文の不十分な点はすべてご指摘ください。再査読以降は、修正点を中心に査読いただき、すでに初回査読時に記載があった内容についての指摘は、出来るだけ避けてください。修正原稿で新たな問題が出てきた場合はご指摘ください。

(8) 投稿規程において、一投稿に対する査読の上限は 3 回（再々査読で採用にならなければ不採用）までとしています。3 回の査読で採用に至らなかった場合、次に投稿

する際は新規投稿となります。

(9) 査読結果報告を受けて提出された修正論文が『医療と福祉』編集委員会の点検により査読者のコメントに十分対応していると判断したときには、再査読を依頼せずに、採用することがあります。

(10) 査読において「無修正で掲載可」、「修正後に掲載可」、「掲載不可」と評価された方にも、『医療と福祉』編集委員会の判断で再査読、もしくは修正原稿の確認を依頼することがあります。

(11) 査読はダブルブラインド方式で行います。著者には査読者を知らせない、査読者にも著者を知らせないで行います。

4. 査読者の役割

査読者には、投稿論文を本指針および査読報告書に基づき評価し、査読報告を『医療と福祉』編集委員会に提出することにより、採用可否を決定する際に必要な情報を提供いただきます。

5. 『医療と福祉』編集委員会の役割

『医療と福祉』編集委員会は、投稿論文が投稿規定および執筆要領に適合しているか点検し、受付可否を判断します。受付可となった場合、査読者 2 名を選出、および各投稿論文に担当編集者をつけ、査読プロセスをすすめます。担当編集者は査読者からの査読報告を集約・点検し、投稿者に対する査読結果報告案を作成します。この際、査読者のコメントを投稿者に応じて調整することがあります。また、提出された修正原稿の確認を行います。これらのプロセスは『医療と福祉』編集委員会で共有され、その決定に際しては審議を行います。編集長は査読結果報告の確定、および投稿論文の採用可否について最終決定を行います。

6. 査読期間

初回査読（1 回目）1 ヵ月、再査読（2 回目）3 週間、再々査読（3 回目）2 週間とします。それぞれ、査読期間を過ぎた時点でリマインドを行います。やむを得ない理由で査読期間の延長が必要な場合、および査読受諾後に査読を辞退する場合は、可及的速やかに事務局までご連絡ください。なお、査読期間を連絡なく大幅に超過した場合には、投稿者に不利益がございますので、査読依頼を取り消すことがあります。

7. 査読手順

(1) 査読依頼（投稿区分、論文タイトル、キーワード、抄録、締切目安を記載）を事務局よりメールいたします。1 週間以内に査読諾否をご返信ください。

(2) 査読を応諾いただきましたら、事務局より原則メール添付にて査読者へ投稿論文原稿、査読報告書フォーマット、査読指針、投稿規程、執筆要領、投稿から掲載までのフローチャートを送信いたします。

(3) 事務局より査読資料一式が届きましたら、査読を行っていただき、査読報告書の作成をお願いします。査読報告書は原則メール添付にて事務局へ送信ください。

査読年月日および査読者氏名は自筆ではなく、Word 上の入力で構いません。『医療と福祉』編集委員会で査読報告書を集約しますので、Word ファイルで提出ください。

(4) 査読者からの査読報告書を踏まえ、『医療と福祉』編集委員会で採用の可否について決定します。事務局より投稿者へ査読結果報告書をメール添付送信します。修正が必要な場合、投稿者には原則 1～3 週間以内で再提出を依頼します。

(5) 投稿者より修正原稿が提出されましたら、上記（2）～（4）のプロセスを経ます。再査読以降は、投稿者からの修正概要文書も併せて送信します。

8. 査読時の留意点

(1) 査読プロセスにおいて、投稿者との利益相反が発覚または推測できた場合、事務局までご連絡ください。『医療と福祉』編集委員会において対応を協議します。

(2) 研究倫理、出版倫理上の懸念が生じた場合、事務局までご連絡ください。『医療と福祉』編集委員会において対応を協議します。

(3) 内容から投稿者が推定できる場合においても、投稿者やその関係者への連絡は行わないでください。必要な場合は事務局までご連絡ください。

(4) 査読は客観性や公平性を旨とすることから、論文の内容が査読者自身の意見と一致しない、研究と競合する、相反するなどの理由に影響を受けないよう注意ください。

(5) 査読には生成 AI は利用しないでください。

(6) 査読で知り得た情報は、当該論文の査読のみで使用し、査読中および査読後も秘密保持を厳守ください。

9. 論文種別

(1) 実践報告

新しい知見や経験、特色ある取り組みなどに関する実践について、具体的かつ客観的に情報を提示し、その内容が今後の保健医療分野における社会福祉の発展に資する論文。

(2) 原著論文

保健医療分野における社会福祉の発展に寄与すると認められるものであり、オリジナルなデータもしくは分析に基づいて、新しい知見と実践への示唆が論理的に述べられている論文。

(3) 調査報告

調査研究手法を用いて明らかにした事実や知見が、今後の保健医療分野における社会福祉の発展に寄与すると期待できるものであり、共有するに値する論文。

(4) 研究ノート

進行中の研究における新しいアイディアや予備的な結果を示し、保健医療分野における社会福祉の発展に示唆をもたらす資料的価値がある論文。

10. 査読基準

査読は論文種別を問わず、以下の項目に応じて行い、査読報告書を作成ください。査読後の投稿者の修正期間は、原則として初回査読（1 回目）は 3 週間、再査読（2 回目）は 2 週間です。これ以上の期間がかかることが予測される大幅修正は「掲載不可」とし、論文の意義自体は掲載に値する場合は再投稿を促すコメントをご記入ください。

(1) 総合評価

A：無修正で掲載可（論文全体が投稿されたままで掲載に値すると判断）

B:修正後に掲載可(掲載には若干の修正が必要だが､軽微で再査読は不要と判断）

C：修正後に再査読（掲載の可能性はあるが、大幅な修正が必要と判断）

D：掲載不可（修正しても掲載は困難、または修正を求める水準ではないと判断）

(2) 項目別評価

1) 保健医療分野の社会福祉において意義ある内容か

・ 重要な知見を有しているか（重要性）

・ 発展させるために有用か（有用性）

・ 上記を重視し、新しい知見かも考慮して評価ください（新規性）

2) 実践の提示もしくは研究方法は厳密か

・ 論文の目的は明確か

・ 目的に沿った実践の提示、もしくは研究方法が用いられているか

・ 使用している概念・用語は適切か

・ 分析方法は適切に用いられているか

3) 論文の構成は適切か

・ 全体の構成や文章は論理的で矛盾がないか

・ 論旨は一貫しているか

・ 結果に基づき考察されているか

・ 関連する文献を適切に参照・引用しているか

・ 図表と本文に整合性はあるか

4) 論文のタイトル・キーワード・抄録は適切か

・ 研究の全体が明確かつ簡潔に示されているか

5) 倫理的配慮は適切か

・ 研究倫理上の問題はないか

・ 出版倫理上の問題はないか

(3) 審査結果

・ 項目別評価の根拠となるコメントを記入ください

・ 投稿者が論文を改善する上で役に立つ具体的な提案をご記入ください

(4) 『医療と福祉』編集委員会に対する意見など

・ コメントがあればご記入ください

・ 査読の進行に影響がある事項に関しましては､査読中に事務局までご連絡をお願いします

11. 本指針に定めのない事項

『医療と福祉』編集委員会で検討し、判断します。

12. 本指針の改廃の決定について

日本医療ソーシャルワーカー協会『医療と福祉』編集委員会で検討し、理事会の議決を経る必要があります。

附則　1. 本指針は、2024 年 11 月 30 日から施行する。
2. 本指針は、2026 年 9 月 12 日開催の理事会において改正され、同日から施行する。

本指針作成にあたり、以下を参考にした。

株式会社翻訳センター（2017）「医学雑誌掲載のための学術研究の実施、報告、編集、および出版に関する勧告（2017 年 12 月改訂版）日本語翻訳版」（https://honyakucenter.jp/assets/pdf/ICMJE_Recommendations_2012.pdf, 2024.5.31）

日本学術会議（2023）「回答－論文の査読に関する審議について」（https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-k353.pdf, 2024.5.31）.

日本学術振興会（2015）「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得」（https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/j-kousei/data/rinri.pdf, 2024.5.31）.

日本保健医療社会学会（2020）「『保健医療社会学論集』の査読について」（https://square.umin.ac.jp/medsocio/pdf/sadoku_v2.pdf, 2024.5.31）.

日本看護科学学会和文誌編集委員会（2022）「和文誌編集委員会査読ガイドライン」（https://www.jans.or.jp/uploads/files/publications/sadoku_guide2022.pdf, 2024.5.31）.

日本緩和医療学会 Palliative Care Research 編集委員会（2020）「Palliative Care Research（日本緩和医療学会誌）査読マニュアル」（https://www.jspm.ne.jp/files/onlineJournal/manual.pdf, 2024.5.31）.